

民生福祉常任委員会会議記録

- 1 日 時 令和4年9月16日(金) 午前10時から午前11時59分まで
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 永井委員長、桑原副委員長、藤井、高柳、大東、野村各委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明者 矢代健康福祉部長、金子子ども課長、大嶋国保年金課長、武井健康課長
角田市民部長、小林環境課長
- 6 事務局 原事務局長、大島議事係長
- 7 傍聴者 上毛新聞社沼田支局記者
- 8 傍聴議員 井之川、小野塚各議員
- 9 議 事 (1) 付託請願の審査
請願第1号 後期高齢者の医療費窓口負担2割化実施の凍結に関する請願
(2) 健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明
(3) 健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換
(4) 市民部各課の所管事項報告・調査事項説明
(5) 市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換
(6) 調査事項
(7) 今後の日程について
(8) その他

10 会議の概要

(1) 付託請願の審査

○委員長 8月30日の本会議において、請願第1号「後期高齢者の医療費窓口負担2割化実施の凍結に関する請願」が付託された。

審査に当たり、まず、事務局に請願文書表の朗読、他市の状況等について説明させる。

次に、所管である健康福祉部長及び国保年金課長に出席してもらっているのので、補足事項、参考情報の説明などをお願いした後、質疑を行う。

(事務局 請願文書表朗読、他市の状況等を説明)

○委員長 次に、当局に補足事項、参考情報の説明を求める。

(大嶋国保年金課長 説明)

○国保年金課長 初めに制度の概要を説明する。

75歳以上の後期高齢者医療制度の自己負担について、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和3年6月4日可決成立し、後期高齢者医療被保険者の自己負担2割区分が創設された。施行日は政令の公布により令和4年10月1日からと定められている。後期高齢者医療制度における2割負担の創設は、いわゆる団塊世代が令和4年以降に75歳以上を迎え、後期高齢者の医療費が増加する一方でそれを支える現役世代が減少していく中で、このままでは令和7年にかけて現役世代の負担が従来よりもさらに大きくなることを見込まれている。現役世代の負担上昇を抑えながら全

ての世代の人たちが安心できる社会保障制度を構築し、持続可能な制度を維持するために自己負担を見直すと規定されている。

次に、自己負担区分と基準所得の関係については、これまで後期被保険者1人の場合、住民税課税所得145万円以上、年収383万円以上を現役並み所得として3割負担、それ以外を1割の負担としていた。今回の改正により3割負担のほかに住民税課税所得28万円以上、年金収入プラスその他の合計所得金額が200万円以上の後期被保険者の自己負担額を2割負担とする基準が追加されたものである。今回窓口負担2割の人に対して外来窓口の負担増加額を3,000円までに抑える3年間、令和7年9月30日までの経過措置が設けられている。

最後に本市の状況について説明する。今回2回目の後期高齢者医療被保険者証の送付対象者は8,615名であり、その内訳は自己負担1割の人7,044名、2割の人1,225名、3割の人346名という状況になっている。

○委員長 説明が終わった。委員から質疑はあるか。大東委員。

○大東委員 もう1度確認するが、今回1割負担から2割負担になる人の年収、所得が200万円ということで2割負担になる人が何人になるか。高齢者はいろいろな病気を抱えている。どうしても若い人とは異なり、病院に行く回数が増えてくる。いくつか病院を回ったりしている。2割負担になることによって高齢者は負担がますます増えるだけである。年金が今後、引き下げられるというようなことになっている中で高齢者にとって非常に大きな負担になるだけだと思う。高齢者が安心して病院にかかることができなくなるのではないかと思うがどう考えるか。

○国保年金課長 1点目の2割負担になる人は1,225名が該当する。負担が1割から2割になるという制度改正なのでその部分の負担は増える。その増加部分について、外来窓口の負担増加分は月3,000円までに抑えるというような経過措置も設けられている。その中で制度の運用を図っていきたいと考えている。

○大東委員 人数は分かった。負担が令和7年まで3,000円に抑えるということであるが、結局それを過ぎれば2割になる。あまりそういうのは意味がないと思う。負担が増えるだけになる。やはり医療費が上がっていくことの原因は今はいろいろ良い治療ができるようになったり、高度な良い薬が出るようになってきたことにある。やはりそういったことを考えると安心して高齢者が病院に行けるようにしていくために負担を抑えていく必要がある。3,000円に抑えるという話があったがそれは恒久化するものではない。高齢者にとっては負担になる。年金の額が今後減っていく。高齢者の生活がますます苦しくなる。また、そういったことが地域経済などいろいろなことに影響するのではないかと思う。今回高齢者の負担を2割にすることによって若い人たちの負担がどれだけ減るのか分かれば教えてほしい。

○国保年金課長 国の法改正の目的が若年層、現役世代に対しての負担軽減ということである。あくまでも試算の話となるが、給付額が1,880億円の減額ということで国は全体の給付額を算定している。なおかつ、後期高齢者の支援金ということで現役世代の負担軽減額をおよそ720億円と見込んでいる。また、後期高齢者保険料、高齢者の負担軽減については180億円の軽減を見込んでいる。国は公費分としては全体でマイナス980億円という試算をしている。後期高齢者支援金として単独で年間どの程度1人の人が削減の恩恵を受けられるのかということであるが、国の試算では年間約800円程度軽減されるというような試算が

され、今回の制度設計がされている。

○大東委員 沼田市は高齢化が進み高齢者人口が増えている。どうしても高齢者による経済活動が地域経済でも大きな影響を与えている。こうした中で医療費の負担増がされることにより地域経済に与える影響も大きいのではないかと思う。現役世代の負担が800円程度軽減されるということであるが、どうしても医療費は増えていく。現役世代、全体の医療費自体が2割にしたことにより減るとは思えない。それによって現役世代の負担が減っていくことにはならないと思う。そうしたことから医療の状況を考えて医療費自体伸びていくことには変わらない。ここにきて1割から2割に負担変更する必要性はない。特に、沼田市は高齢化が進んでいて高齢者が多い地域である。地域経済に与える影響、全体の高齢者の生活に与える影響などについてどのように影響するか検討したか。

○国保年金課長 答えになるか微妙なところもあるが、今回国で設定した2割負担の対象者の割合がおおむね対象者全体の2割という想定で制度導入を図っている。先ほどの数字からすると沼田市では14.22%。国の設定よりも若干対象者が少ない状況である。今回の国の目的が全世代対応型の社会保障制度を構築するという前提で制度設計を進めている。市の立場として高齢者だけが負担増につながっているの、というような検討というのは特にしていない。あくまで全世代対応型のバランスをみる中で今後の高齢者が増えていく前提の中での国の施策の一つという認識で捉えている。

○高柳委員 収納率が9割を超えて未納の人はほとんどいないと認識している。収納率と分かれば年代別の未納率を聞きたい。

○国保年金課長 収納率の年代別内訳については国保年金課では持っていない。申し訳ない。

○高柳委員 何故そのようなことを聞いたかという現役世代の問題を聞こうと思ったわけである。数字はおそらく持っていないだろうと思うが、全世代型というところにスポットを当てたと言われればそれまでだが、結局若い世代は、医療費はかからないかもしれない。だが教育費にかかっているわけである。子供が生まれなくてしょうがないという状況下でこれ以上負担を増やしたら少子化に歯止めがかからない。少子化に歯止めがかからないということはもっと超高齢化になっていく。団塊の世代は平均余命からするとあと10年は御存命になるので、おおむねこの10年間を世代間でどう助け合うかという仕組みだと思っている。そういう点について当該課としてどう考えているか。それに付随して平均800円の抑制効果があるというのであれば、若い世代を思い切って下げても良かったのではないかと思うがそれに対する情報があれば聞きたい。

(休憩 午前11時21分から午前11時22分まで)

○国保年金課長 後期高齢者医療制度の取扱いについては、群馬県においても県内統一で後期高齢者医療広域連合で県内同じ水準で運用している。沼田市として特に県内統一の中で特別な意見というのは申し上げたことはない。

○高柳委員 意見を申し上げないまでも考え方の議論として。もう一つ聞くが、平均だと2割のところを沼田市では対象者が14.22%になっている。平たく言えば75歳以上で収入が少ない人が多いということである。だから残念ながら2割を負担する人も少ない。おおむね半分ぐらいになっているということである。そういった1,225人に対して個別に支援するということは市として検討しているか。

○国保年金課長 医療制度の関係については、沼田市は国保の安定化運営の形で議論している。この75歳以上の人については、全国どこでもそうだが、後期高齢者医療の枠組みの中での取扱いということなので、特に沼田市で単独で75歳以上の人々の医療費を支援という形では制度として設けていない。

○委員長 ほかにあるか。なければ質疑を終了する。

それでは、各委員の意見をとりまとめる。野村委員。

○野村委員 私は不採択でお願いしたい。まず、国が決めて10月1日から実施されるということなので保険証の発送に着手している。こういうことはもう今から止めることはできないと思う。もう1点は若い人の負担軽減を考えていかなければ団塊の世代が来年から10年間確実に増えるわけである。そうすると若い人の負担が向こう10年間は増える可能性が出てくる。これからの高齢者は沼田市が進めているようにスマートウェルネスで自分の足腰を鍛えて、医療費の削減に自分で努めるという意識を持って自分の健康管理に努めるということをして若い人の負担をできるだけ軽減するように考えていかなければいけないと考える。

○高柳委員 昨年以來、私は医療抑制につながるのではないかと懸念を委員会の中でしてきた。国会等で議論し、経過措置としてはあるが3年間、月額3,000円に抑えた。そういうところで医療控え、診療控えを抑制することを考えた点やリジェクト処方箋という1回で3回使える薬の処方といったもの……。本当は診療した方がいいだろうが、いろいろ対応策を考えてこの10年間の医療費の増額をみんなで抑えようという努力がうかがえたので、私は今回3年間、この経過措置を見守るという立場で不採択でお願いしたい。施行してみなければ分からない。

○藤井委員 不採択でお願いしたい。理由は22年、23年生まれの人が多い。それを乗り越えれば一段落するかというとそうではない。また、その次も年代はばらけるが非常に多い年代がもう一波やってくることは間違いない。一概に2割になることだけを見るのではなく、全体を見ることも必要である。大東委員が言ったように医療が良くなって、値段も上がってという部分であるが、実際には今まで保険適用外だったものが、かなりの診療が保険適用内になっている。非常に日本は医療体制は良くできていると思っている。そこでの1割は妥当だと考える。

○大東委員 高齢者の年金が今後も削減されていく中で医療費が上がっていく。高齢者の生活を脅かしていく何物でもないと思う。若い世代の対応等もそれはそれでしっかりやっていく必要があるが、国が社会保障費を年々削減している。自然増の分も含めて、2,000億円も削減しているということ自体が改められない限りは現役世代も高齢者も含めて社会保障の負担がどんどん増加していく。そもそも論を考えていく必要がある。今回は高齢者の負担をこれ以上増やすわけにはいかないということで、この請願については採択として意見書を提出してもらいたい。

○副委員長 不採択でお願いしたい。各委員が言ったこともあるが、まず、この委員会の立場として、今日配付されているように過去3回、当局から説明があった。先ほど課長が説明したように全世代型で医療費を負担しようということである。先ほどから意見が出ている若い人たちに大きく負担させたくない。もともとの問題は日本の人口減少にある。この場で議論することではないが1割増は妥当であると思う。令和7年まで3年間の緩和措

置、大東委員が3年後には……、という話もあるのだが個人的な考えであるが、国の制度を変えることはできないが、3年の中でやはり沼田市独自で補填、補充できることに向けての3年間だと思わないと……。3年経ったらまた3割になるだとかの議論になってしまう。そこは議員としても努力して行って、できることであればそういった計画を沼田市が単独で持つべきかと思う。

○委員長 それでは各委員の意見を取りまとめる。

ただいまの各委員からの意見は採択1人、不採択4人である。よって不採択すべきとする意見が過半数を超えた。本請願については不採択とすべきものと決定することによろしいか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 それでは、請願第1号 後期高齢者の医療費窓口負担2割化実施の凍結に関する請願については、賛成少数で不採択すべきものと決定した。

以上で請願第1号の審査を終了する。なお、本日の審査結果についての委員長報告は、委員会終了後に確認する。

休憩する。

（休憩 午前10時32分から午前10時34分まで）

（2）健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明

○委員長 次に、健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明を行う。

まず、子ども課の所管に係る事項について報告願う。

（金子子ども課長 説明）

ア 子ども課

・報告事項

- 1 沼田市内におけるヤングケアラーの状況について
- 2 子育て世帯生活支援特別給付金給付状況について

○子ども課長 まず、報告事項1「沼田市内におけるヤングケアラーの状況について」を報告する。学校教育課と共同で沼田市のヤングケアラー実態調査を行ったので、概要を説明する。調査対象は、小学校5年生から中学校3年生の1,627名である。その内訳は小学校5・6年生が618名、中学校1・2・3年生が1,009名である。また、小学校5年から中学校3年生までの学級担任80名にも調査を行っており、その内訳は小学校5・6年生の担任が29名、中学校1・2・3年生の担任が51名となる。調査期間は令和4年7月1日から7月15日まで、調査方法は1人1台の学習用コンピューターを用いた無記名のWebアンケート方式で、「ヤングケアラーにあてはまるか」、「聞いたことがあるか」等の選択回答により行った。調査結果については、児童生徒において、ヤングケアラーに当てはまると思うと回答した児童生徒は小学生で3.6%、中学生で1.3%、全体の平均は2.1%であった。詳細な結果を配付した。小学校5・6年生については、例えば弟の世話をしていることだけでヤングケアラーに当てはまると回答したと思われるものもあり、パーセントが高くなっているのではないかと考えられるものもある。国調査の平均である5.7%から6.5%よりも低い結果となった。また、学級担任については、学級の児童生徒の中でヤングケアラーに当てはまる子がいると回答した学級担任は、小学校6.9%、中学校15.7%、全体の平均は1

2.5%であり、先生も意識を持って見ていると考える。今後の対応については、現在、特別、問題な状態である児童生徒がいるという連絡は子ども課にはないが、今後も、先生方にも注意深く見ていただき、市校長会、生徒指導主事・主任会等と連携した早期把握を心がけ、把握した場合には、要保護児童対策地域協議会での対策協議、該当学校や県の教育相談の専門家と連携した継続的な支援を行っていきたいと考えている。

次に、報告事項2「子育て世帯生活支援特別給付金給付状況について」報告する。子育て世帯生活支援特別給付金、ひとり親世帯以外の低所得世帯分についてであるが、令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当受給の住民税非課税の人152世帯、児童数にすると279人に対して、国の給付分5万円、沼田市独自の給付分1万円、計6万円の給付を8月19日に行った。また、ひとり親世帯分について、国の給付分5万円については6月29日に給付を行っているため、沼田市独自の給付分1万円を364世帯、児童数551人に対して8月30日に給付を行った。

○委員長 報告が終わった。報告事項1「沼田市内におけるヤングケアラーの状況について」質疑はあるか。大東委員。

○大東委員 こういった調査をしてもらって良かった。生徒たちがヤングケアラーと感じているのと先生が感じているのでは差があるのではないかと思う。子供たちの2.1%、先生方が12.5%とかなり差がある。子供たちが自覚していないだけではないかと思う。その差が出ている状況についてどのように考えているか。

○子ども課長 子供たちに説明してアンケートをとったが、どの程度がヤングケアラーに該当するのかまだ明確に分かっていないのかとも思う。先生とは理解の深さが違うと思うところもある。子供たちは昔から親の面倒を見たり、親が兄弟の面倒を見られない部分を手伝うのは当たり前と考えている部分もあるのかと思う。先生に注意深く見てもらって、授業中に居眠りをするとか、そういったことがあるときは子ども課に連絡をしていただくように話をしている。

○大東委員 私は先生の数字が実態を捉えているのではないかと感じている。子供の意識、認識が先生の認識と異なっていると感じている。そこで、先生がヤングケアラーだと感じているパーセントがこれだけある。特に、問題がなければいいが、これだけあるので何らかの問題を抱えている子がいるのではないかという気がする。個々の状況について、学校や教員と情報を共有していく必要がある。今回は調査だけに留まっているので、今後、この結果に基づいて重大な事案の把握、対応を教育委員会、学校と一体となって取り組んでいく必要があると考える。今後の取組の進め方についてどのように考えているか。

○子ども課長 実際には教育委員会も毎月校長会でこの結果を報告して、その中で話し合いをして、何かあれば子ども課が主体となって毎月1回開いている要保護児童対策地域協議会に教育委員会の指導主事にも参加してもらって報告して、連携を密にして取り組んでいる。

○大東委員 小学校、中学校ともに家庭訪問をするので、基本的に先生は家庭の状況は把握している。家庭児童相談員がいるのでヤングケアラーだけでなく、いろいろな問題に対応しているわけだが、そういったところとの連絡や子供の異常の早期発見に向けて取り組んでもらう必要がある。家庭児童相談員の協力を得て、家庭の状況を把握しながら、重大な事案にならないように子供たちをサポートしていく必要があると思う。今後、学校にも

意識して子供たちを見てもらうような働きかけをしていく必要があると思う。これらについて教育委員会との協議、家庭児童相談員との協議はされているか。

○子ども課長 連携を密にしてやっていく必要があると思う。当然学校でも何か問題があるような場合は子ども課の子ども家庭総合支援拠点に連絡がくる。そのときには家庭児童相談員や支援員が出向いて先生と話し合いながら問題解決に向けて取り組んでいる。何かあったときには連絡を受けてすぐ飛んでいって話し合いをして対応している状況なので、今後も連携して取り組んでいきたい。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 次に、報告事項2「子育て世帯生活支援特別給付金給付状況について」質疑はあるか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 なければ、以上で子ども課を終了する。

次に、国保年金課の所管に係る事項について報告願う。

（大嶋国保年金課長 説明）

イ 国保年金課

・調査事項

- 1 子どもの医療費助成の拡充についての検討状況について

・報告事項

- 1 後期高齢者医療被保険者証の送付について

（有効期間 令和4年10月1日から令和5年7月31日）

○国保年金課長 調査事項1「子どもの医療費助成の拡充についての検討状況について」説明する。現在、子育て支援施策の一つとして、中学校卒業までの子供を対象に医療費の助成を行っている。助成対象者は県の補助基準に準じての実施で助成額の2分の1を県から補助金として受け入れている。沼田市の現行制度での助成状況は、令和3年度を参考にすると対象者約4,400人、助成額約1億3,900万円、そのうちの2分の1が県補助という状況である。県の基準によると入院・通院部分ともに中学校卒業までとなっている。県内各自治体の取組状況であるが、令和4年4月1日時点で県と同じ基準で助成を行っている自治体が本市を含めて35自治体中18の自治体が該当している。市では12市中8市が該当している。県基準を超える取組を行っている県内他市の状況は、前橋市と太田市が入院・通院分ともに18歳の年度末まで、館林市と富岡市が入院分のみ18歳の年度末までという取組状況である。利根沼田管内ではみなかみ町が入院分のみ18歳の年度末までの拡大助成を行っている。4月以降の新聞報道等によると高崎市と藤岡市が令和5年度から18歳の年度末まで入院・通院分の助成を行う予定である。安中市が18歳の年度末までを対象として入院分については令和5年1月から、通院分については令和5年4月から実施予定という情報を得ている。吾妻郡全域については、5町村、すでに東吾妻町は実施済みなので、それ以外の実施していない5町村、それと玉村町でも令和5年度から入院・通院分を18歳の年度末まで拡充に向けた検討を行っているとの情報を得ている。

現在までの情報で予定どおり、県内各自治体で制度の拡充が導入された場合、令和5年4月1日時点で県基準どおりでの運用は9自治体、市部では沼田市を含め5自治体となる見込みである。

本市においても県内各自治体の状況等を注視しながら今後の方向性について、第六次総合計画と整合性を図りながら検討を進めている状況である。

次に、報告事項1「後期高齢者医療被保険者証の送付について」であるが、7月の常任委員会で報告したが、本年10月から新たに2割自己負担導入の制度改正に伴い、7月11日に令和4年8月1日から令和4年9月30日までを有効期間とする後期高齢者被保険者証を発送した。今回2回目の後期高齢者医療被保険者証、有効期間を令和4年10月1日から令和5年7月31日までとするものを9月15日に発送した。今回の送付対象者は8,615名である。
○委員長 説明が終わった。まず、調査事項1「子どもの医療費助成の拡充についての検討状況について」質疑はあるか。大東委員。

○大東委員 県内他市町村の状況を細かく調べてもらいたい。結果として、新年度に入ってから県内のほとんどの市町村では入院・外来、どちらかもあるが、あらかたが入院・外来も含めて高校生、18歳になるまで無料化するという状況にある中で、沼田市として他市町村の状況をみてどう検討してきたか。

○国保年金課長 現在の沼田市の取り組んでいる状況については先ほど説明したとおりである。現在、福祉医療制度の中で子育て支援の対象者ということで現行制度ですでに県基準で運用しているところである。あくまでも現行制度の拡充という部分での取組の検討となるので、市としては子育て支援施策として第六次総合計画の中での位置づけ、どう今後進めていくかという検討を進めているところである。

○大東委員 こうした中で過去からいろいろ検討していると思うが、多分高校生まで入院・外来を含めて医療費を無料化してもさほど医療費は上がらないかと思う。要するにそういう年代というのは高齢者と違って病院にかかることが少ない。そういった財政的な面で18歳までの医療費を無料化した際の試算をしたか聞きたい。

○国保年金課長 医療費の関係なので、あくまでも概算ということで確認してもらいたい。高校生まで対象拡充することによって対象が増える部分がおおよそ1,300人と想定している。医療費については、予算規模として推計であるが3,500万円程度と試算している。

○大東委員 既に財政的負担についても試算しているということなので、県内他市町村の流れは高校卒業まで、18歳になるまで、外来を含めた医療費無料化、子育て支援でやっていくという中で沼田市としても子育て支援としてやっていく必要があると思うが、担当課として、県内他市の状況や子育て支援の充実という観点から医療費無料化の拡充について今後、どう検討していくのか。

○国保年金課長 他市の状況、沼田市での一般財源の積算、一応数字としては持っているが、あくまでこれは医療費制度だけの問題だけではない。沼田市として子育て支援制度の一つとしてどう今後取り組んでいくかという検討がされるべきものと考えている。そういったことから全市的な子育て支援対策をどういった形で構築していくかという部分で第六次総合計画の検討の中の一つのテーマとして取り上げてもらって、その中で議論を深めているという状況である。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 次に、報告事項1「後期高齢者医療被保険者証の送付について」質疑はあるか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 なければ、以上で国保年金課を終了する。

次に、健康課の所管に係る事項について説明願う。

(武井健康課長 説明)

ウ 健康課

・調査事項

1 新型コロナウイルス感染症の感染症状、ワクチン接種率等の状況について

○健康課長 調査事項に入る前に、前回の常任委員会において、新型コロナワクチン集団接種について報告したが、4回目の新しい型のワクチン接種が報道されてから、接種者が急減したことにより、集団接種を中止したことを改めて報告する。

はじめに、調査事項1「新型コロナウイルス感染症の感染状況、ワクチン接種率等の状況」について説明する。資料を御覧いただきたい。(1)新型コロナウイルス感染状況であるが、前月の常任委員会と同じく県ホームページ掲載の資料から直近10週間の感染者数を週単位に集計したものを用意した。表の上から6行目であるが、群馬県内においては8月7日の週から下降傾向に転じた。お盆・夏休み期間の2週間は前の週と同じくらいの感染者数だったが、8月28日の週から前の週と比べて15%ずつ減少している。利根沼田管内においても同じく減少傾向となっている。新規の感染者数は、昨年推移と同じく秋口から初冬にかけて減少し、第7波もこのまま収束に向かうと推定している。また、利根沼田管内の年代別の感染者数については、引き続き10歳未満の感染者の占める割合が高い状態が続いているが70歳以上の感染者の増加も9月4日の週にみられている。

次に、裏面の(2)ワクチン接種率であるが、全年齢においては県平均を上回っているが、65歳以上においては県平均を下回る結果となっている。

今後、冬季12月以降の感染拡大が懸念されるが、60歳以下の4回目のワクチン接種も開始されることから、ワクチン接種と併せて基本的な感染予防の周知に努めていきたいと考えている。

次に9月8日から新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養解除基準等が変更になったことを報告する。資料を御覧いただきたい。初めに陽性になった場合の療養解除基準であるが、症状のある人については、発症日から10日経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合は11日目から解除となっていたが、改正により、発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快から24時間経過している場合は8日目から療養解除を可能とすることとなった。ただし、現に入院している場合は、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合には11日目から療養解除を可能とする。また、無症状の人は、検体採取日から7日間を経過した場合は8日目に療養解除することを基本としているが、加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日経過後、6日目に療養解除が可能となる。有症状、無症状それぞれ、10日と7日が経過するまでは感染リスクが残存することから、会食を避けることやマスクの着用等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いすることになった。また、療養期間中の外出自粛について、有症状の場合は症状軽快から24時間経過後、無症状の場合は外出時や人と接する際は短時間として自主的な感染予防の徹底をすることを前提に食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことは差し支えないこととなった。次に、陽性者の全数届出の見直しについてであるが、現在、陽性者全員の届出となっている発生届について、9月26日から発生届の対象を65歳以上の人、入

院を要する人、重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と医師が判断する人、妊婦など4類型に限定されることになる。また、軽症等で自宅療養する人に安心して自宅療養していただくため、健康フォローアップセンターを活用することになる。フォローアップセンターに連絡・登録し、自宅療養時での体調変化等は医療機関を紹介する制度になる。このように制度が変わることにより支援の方法も変化していくと思うので、国の動向を注視し、群馬県と情報連携を密にして新しい方式に対応していきたいと考えている。

○委員長 説明が終わった。調査事項1「新型コロナウイルス感染症の感染状況、ワクチン接種率等の状況について」質疑はあるか。大東委員。

○大東委員 コロナで感染していた人の療養期間などの見直しや行動制限の緩和がされたようだが、例えば、医療関係、介護施設等の高齢者施設など、重症化するおそれのある人と接する機会がある人や保育所や学校で子供と接することが多い人は今度の見直しによって行動制限が一定程度緩和されることになってしまうということの良いか確認したい。

○健康課長 エssenシャルワーカーについてはこれよりも短い期間での行動制限があった。それを踏まえても今回の見直しによって、ある程度は軽減される形になると思う。引き続き、人と接する機会があるときには、自主的に感染予防を徹底するようにとされているので、それらを踏まえても施設でどう判断して解除していくかが問題となる。

○大東委員 個々の施設でどう対応するのかというのが難しくなってくる。その辺は情報提供なり、それぞれの施設との協議が必要になってくると思う。今後の対応についてどうしていくのか考えがあれば聞きたい。今後、療養に対する自宅療養、ホテル療養している人に対して国・県の支援があったが、今回の見直しによってそうした支援はどう変わっていくのか。なくなっていくのか教えてほしい。

○健康課長 それぞれ担当部局から施設へ同じ通知がいつていると思うのでそれに従ってやっていた形になる。療養者に対する支援については聞いている限りにおいては、今までと同じような支援を行っていただくような形になる。全員の人が陽性者で把握されることではないと思うので、今後その対応がどうされるのかについて対応を考えていきたい。

○大東委員 感染者を全て把握しているわけではないので、そういった支援について漏れがないようにしていくことが必要である。担当課としてどうしていくのか考えがあれば聞かせてもらいたい。ここにきて感染者が減ってきているが、減った原因が分からない。だから怖い。だからまた次にいつ感染が増えていくか分からない。今後、インフルエンザの流行を迎え、注意喚起が必要になると思うが、市民への感染予防対策や注意喚起にどういった取組をしていくか。

○健康課長 陽性者になったときに自分でセンターに登録するような形になる。登録状況等どのような形で県と連携できるかというのが今後の課題となってくる。それらを踏まえて、26日以降どのような状況が出てくるか見極めながら対応を考えていきたい。季節性インフルエンザと似たような形で推移していると報道されている。それを踏まえると、ここで減っているものが、また、冬場に増えてくると想定している。それに伴い5回目の65歳以上のワクチン接種が時期は未定だが、今後できるようになってくると思う。それとあわせて、引き続き感染予防の周知徹底を図っていきたい。

○高柳委員 コロナ感染症の後遺症の問題を抱える人が増えている。ワクチンを打ったこ

とによる副反応で苦しんでいる人が増えてきている。まだ今、どういう病気だという定義がない。全部自己負担になるし、病気でないとなると、これはもうどこも救ってくれない。総体的に増えているのでその検討状況が分かれば次回以降聞かせてもらえれば考えていく。このマニュアルのクエスチョンの5、市販の解熱剤を服用しても問題ないのでしょうかというところであるが、私の知識ではアセトアミノフェン……というものがどれにも良く効くということで、単に解熱剤を飲むのではなく、これを飲むことにより異常反応を抑制することができるという薬である。普通の人にはなかなか持っていない。自宅療養の人がどんどん増えてくる。そういったことには保健所が対応していると思うが、食料と一緒にこういうものを配るということをしているのかどうか確認したい。

○健康課長 副反応について正しい情報は国からこちらに届いていない。次回調べて報告できれば報告させてもらいたい。5番の薬等の配付状況であるが、厚生労働省から資料が出ている。当然専門家が叩いて出されているものだと思っている。これを食事の支援と併せてできるかについてであるが、一律に全員に薬を配っていいかなどの判断になるかと思う。改めて調べて答えさせてもらう。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、以上で健康課を終了する。

次第（7）今後の日程について、ア 次回の委員会についてであるが、前回の常任委員会において確認したとおり、10月12日水曜日、午後1時30分から第2委員会室で開催する。

以上で、健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明を終わる。

（健康福祉部 退室）

（3）健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換

○委員長 それでは、次第（3）健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換に入る。発言のある委員はあるか。副委員長。

○副委員長 1年半前からこういうスタイルになって、調査事項報告があるが、私の勉強不足もあるが、特に調査事項に関しては文書がないと今の話も、医療費もそうだがメモしきれない。この場での質問は私の実力ではできない。ここだけの委員会の話ではないと思うが、当局側にもう少し資料を……。議事録を見れば良いと言えればそれはもう後の話になってしまう。こういう会議の進め方でいいのか。みなさんどう思っているのか。これで良ければ議事録を見て確認していくしかないのかと思う。さっきの医療費助成なんかはあれほどダーッと言われてもメモしきれない。せめて表にでもしてもらおうとか文書にでもしてもらおうとかそういうことは駄目なのか。

○大東委員 駄目ではないと思う。何に対してもそうだが、ちゃんと資料を出してもらう必要がある。

○副委員長 私の実力ではとてもではない。変えてもらえるのであれば。議運に出すのがいいのか分からないが。重要なことをメモするがついていけない。ここでの議論が私にはできない。変えられるものであれば。せつかく調査事項として分けている。調査事項はちゃんとした資料を出してもらいたい。

○大東委員 さっきの医療費の問題も県内他市町村の状況も一覧表で出せばすぐ分かることである。そういう資料の添付というか提出というのは、特に調査事項としてこちらが挙

げたものについてはなおさらやってもらう必要がある。

○副委員長 調査事項だけでもいい。

○大東委員 さっきのヤングケアラーの関係なんかは細かく出してくれた。まずは事務局から健康福祉部や市民部に資料はちゃんと出してほしいと、添付してほしいと。特に調査事項についてはということでまずは申し入れをしてもらってそれで出てこないようであれば議運で他の委員会の様子もみながら検討する必要がある。

○副委員長 前もそのような話があった。時間を使ってもったいないと思う。これではさすがに議論も何もできない。他の委員会の情報を聞くのもあるが、この委員会だけでも進めていってもらえないか。

○委員長 事務局を通して申し入れをするのでよろしいか。

○大東委員 資料を出してくれというのは当然だと思う。

○高柳委員 1年経ってみてどうなんだろうというのが議会改革の中でも出るのだと思っていたし、同じ問題意識であるが、当局も1年ぐらい経ってみてどうなんだろうというのがあると思う。今のところの対応はもう見る限り余計な仕事だなというふうに思っているし、当局全体がそういう気だから一部の人がちゃんと対応すると、そういうのは放っておいて違うことをやれという状況になっているのではないかという推測もある。だから1回ちゃんとした形で投げて、うちも調査事項ということで出したのに、次に持ってきたら何も聞かれなかったというようなことがあると「何だよ、出しても無駄じゃないか」ということになる。お互い調査事項で出した以上はみんな議論する。議論ができないと何のために出したのだということになってくる。両方で頑張らないと駄目だと感じている。1回出したものは3か月ぐらい議論した方がいい。

○副委員長 そうでないとも無駄である。

○高柳委員 基本的に出したくない、どんな状態でも。日常を回すので精一杯だという認識。

○副委員長 あれだけ言ってもらっているわけなので自分なりの資料はあるわけだ。それを印刷するかしないかのことだ。

○高柳委員 行政調査に行ったときにはそこそこの資料はもらえる。それくらいのもはいただけないかと。行政調査先には割と気軽に出せるけれど、うちの市のをくれと言ったら割と渋いという傾向がある。お互いが頑張るといふ点ではもう少し残るものでくれないうことだ。さっきも数字が違うのではないかといいところもあった。どういう計算なのと思った。表じゃないからそれを聞きそびれてしまった。来年本格的に見直すためにも事前にこういう課題があるということは委員会として伝えてもらった方がいい。

○委員長 意見が出たが、そういったことで申し入れすることで良いか。（「はい」という声あり）

○委員長 他に。高柳委員

○高柳委員 ヤングケアラーのことである。学校教育課が調べたものになる。うちの所管は保育園と学童がある。保育園と学童に通っている子に聞いても分からないから私とすれば通っている子供の父兄にアンケートなりを取るのがいい。プライバシーとかあるので答えたくないと言われればそれまでだが、アンケートなりをとるのが筋ではないかと思う。その子の兄弟がその子の面倒を見ている状態ではないかと思う。見られている子供は多分

分からない。親に答えられる範囲内でいいから今困っている状態を把握したいが、書ける範囲内でアンケートに協力してもらいたいとか、保育園の先生がヒアリングするとかしないともっと重篤化した状態が突然現れるのではないかと思う。そういうことができるのかということを知りたい。保育園と学童クラブのヤングケアラーの実態調査について。教育委員会のことだと言っておきますよで終わってしまう。

○大東委員 そういふのは繰り返し言っていけないと変わらないと思う。

○高柳委員 できるのかどうかということ。これは表も資料もない。

○委員長 ほかに調査案件はあるか。「なし」と呼ぶ者あり)

ないようなので、以上で健康福祉部所管に関する調査事項検討及び意見交換を終了する。

(休憩 午前11時26分から午前11時32分まで)

(市民部 入室)

(4) 市民部各課の所管事項報告・調査事項説明

○委員長 それでは、次第(4)市民部各課の所管事項報告・調査事項説明に入る。

まず、環境課の所管に係る事項について説明願う。

(小林環境課長 説明)

ア 環境課

・調査事項

- 1 三峰山盛土問題の経過
- 2 佐山町の民間最終処分場建設の経過

○環境課長 調査事項1「三峰山盛土問題の経過」について説明する。

第4回市議会定例会において、市長が答弁したとおり、事業者に対して沼田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例いわゆる土砂条例に基づく指導を行っているところである。9月2日に提出された申請書類について内容確認を行っている状況である。今後も提出された申請書類等について、関係各課と情報共有を行い、各課連携して迅速な対応を図っていきたいと考えている。

続いて、調査事項2「佐山町の民間最終処分場建設の経過」について説明する。

この件についても、第4回市議会定例会において市長が答弁したとおり、現在も県による群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程に基づく合意書の確認が行われているところである。併せて群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例に規定される協議が継続して行われている状況である。

○委員長 説明が終わった。調査事項1「三峰山盛土問題の経過」について質疑はあるか。副委員長。

○副委員長 一般質問と同じ内容になるが、詳細を知りたい。業者が9月2日に書類を提出したということで当局としてはそれを検討しているということだった。これは土砂条例に関する書類の提出ということで、内容が平米数を越えたからどうするこうするという話と太陽光の設置の話は別なのか確認したい。9月2日に提出された書類について、検討中と話しているが、当局側がいつその検討結果を出すのか。時系列的なところを教えてください。土砂がらみプラスアルファになるが、私も確認しているが佐山側から上がっていく道

路が凸凹になって穴が空いたり、鉄板を敷いたりいろいろある。それをどうするああするという話がこの間も出ていたが、そもそも当事者、業者と言うが、業者がこれを認めているのか確認したい。この間の市長の答弁を聞いていると今後は是正措置で、それが終了した後には補修をするような話を市長がしていたがこれは業者が認めているのか。確実に実施するという書面を取り交わしているのか確認したい。

○環境課長 まず、9月2日に申請があったのは土砂条例に基づく申請である。基本的には、各課連携ということで、土砂については環境課、太陽光の開発指導については都市計画課、林道については農林課、3課で対応している。提出後についても3課と事業者で2回程度書類の内容確認等を合同で行っているところである。なるべく同じ足並みで条例の許可が出る頃には太陽光の指導もほぼクリアされるような形がとれるように考えている。林道については所管が違うのではっきりしたことは言えないが基本的には打合せに入ってもらっているので、林道についても本来業者がやるということは業者も認識していると思う。ただ、順番として盛土が終わった段階で完全に復旧するのか、工事が終わっていないので仮復旧するのか、その辺の協議を多分農林課がしているところだと思う。

○副委員長 一番聞きたい趣旨は、駄目なものは駄目なので、全部持っていけということではなく、計画に沿った安全な施工をすることが一番の目的なので当然書類の審査を3部署で速やかにしてもらって指示をする。当然是正されたものは、また正規の書類を作り直すというキャッチボールが始まるわけである。そうするとどんどん時間がかかる。その間に万が一のことがあっては困るので速やかにということを私は訴えている。ある程度当局がやっていることは分かっている。やはり目安としていつから是正をするかという部分をお互いが結んでもらわないと、あと数か月経って雪が降って春になりますという話になってしまう。書類の目安はもちろんであるが、着手する目安を決めていかないと去年もそうだがまた冬になってしまう。やってもらうことは分かっているがスピーディーにやってもらいたい。また、道路のこと、山道のことであるが、見て分かるとおりである。記録がとても大事である。あれだけのものを現状復旧するのに当然前と違うことは誰しも分かるが、例えば証拠として写真を撮ってあるのか。そういう気構えが必要だと思うのでそれはお願いしたい。

○環境課長 スピーディーにということはたしかに重要なことだと思う。基本的には係長が対応しているのでなるべく手戻りのないような対応をしっかりとしていきたいと思う。道路の件については被害状況を確認しているところであるが、農林課で現地確認の写真を全部撮っている。この間の打合せについても一時的に通すようにする場合に最低限どこまで復旧するのかというような協議もされている状況なので、多分そこも現地確認して写真等も撮るような形になっていると思う。合わせて確認はしておく。

○副委員長 道路のことを言い忘れたが2ルートある。今回佐山側から上がってきている。おそらく同じルートで工事やるし、やったところは直すのだと思う。実は三峰側からも上がることができる。当然是正で着手するのだろうからそこも計画的に工事車両ルートも計画の中にちゃんと。決めてあればいいが決めてないのであればそこまで今回慎重に業者と決めておかないと早朝2時3時に搬入するということがないように確実に業者と話しを進めてほしい。

○環境課長 適正な指導、大事なことだと思う。各課で書類を点検して指導に漏れがない

ようにしていきたい。

○委員長 次に、調査事項2「佐山町の民間最終処分場建設の経過」について質疑はあるか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 なければ、以上で環境課を終了する。

次第（7）今後の日程について、ア 次回の委員会についてであるが、前回の常任委員会において確認したとおり、10月12日水曜日、午後1時30分から第2委員会室で開催する。

以上で、市民部各課の所管事項報告・調査事項説明を終わる。

（休憩 午前11時44分から午前11時46分まで）

（市民部 退室）

（5）市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換

○委員長 それでは、次第（5）市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換に入る。発言のある委員はあるか。高柳委員。

○高柳委員 さっき聞かなかったが盛土の件である。心配なのはソーラーパネルの事業で申請が出ていてそのために盛土をすると素人なりに考えると最近日照時間があまりない所までソーラーパネルを設置して使えなくなって困っている。山の反対側にまでつけるくらい一時買取りが流行った。今度はちゃんと日が当たるようにするために盛土が必要だと言って、大層な量の盛土がやはり必要でしたとなったら「どける」と言えないのか。そもそもその量をあそこに入れること自体が問題ですよということにしないと事業申請なので全部合っていればオーケーになる。盛土も撤去しなくて良くなる。日照をとるために盛土をしましたと言えれば、反対側の斜面になるのを逆に斜面にするのだから相当な量が必要になる。そういうことも考えられる。副委員長が言ったとおり、そうではないところで法外な計画をここでは勘弁してくれないかと言えないと私は進んでしまう気がしている。そのためには絶対に崩れないようにするための工事が前提だろうが、そのようなことは現実的、技術的に不可能だと思う。そういったことを聞きたいと思う。

○副委員長 その件とそもそも私たちの立場では業者が出している届出書というのが見られるのかどうか。本当はそこを見せてもらいたいというのが本音である。太陽光イコール電柱であるが、あの山道でどういった計画があるのか。

○高柳委員 ペイできない。

○委員長 電波では飛ばせない。

○高柳委員 推測であり、不安感を伝えただけなので、引き続き、当局に経過を説明してもらおうとしか言えない。ただ万歳するわけにはいかない。

○委員長 では、引き続き経過報告をより詳細に分かればということによろしいか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長 ほかに。

○副委員長 佐山の民間最終処分場の関係であるが、いつも言っていることは分かっているが、もういい加減、行政と業者の立ち位置をはっきり言ってくれないと。ずっと言っているのだが、いつまでも言ってくれないので、そこをはっきりした方がいい。沼田はノータッチではない。そういう立ち位置を当然すり合わせしていると思うが、沼田のごみだけ捨てるわけではない。広域プラス他県からくる。そもそもそういう計画を言ってくれない

と、ただ、今ここまでできてますよということは分かっているのでただ聞いてもしょうがない。

○高柳委員 正式決定するまでは中立だという一番最初の全協の経過を受けているのだと思う。だから完全に全部大丈夫ですとなれば。そうなれば市は市民の代表として良いものを造れと言える。今が一番難しい時期なのではないか。来月、出てこないと厳しいと思う。

○大東委員 副委員長が言ったことを常に言っておかないと何もしないでスツとってしまう。

○副委員長 県外を超えて受け入れるのかも分からない。そういう情報をこちらが分からないと。書類上の進捗ばかり聞いているがそういうのを聞いているのではない。

○大東委員 ごみは結構埼玉から持ってきているみたいだ。

○副委員長 商売でやるわけなので。

○大東委員 草津のときは埼玉と言ったか。

○副委員長 それを妨害するというのではなく、認識として踏まえてその中で沼田市のごみを優先してもらうのだか、どのくらいの価格でやるのかとか。いい加減、その話を聞かないといくら聞いても意味がない。そこは強く。

○高柳委員 民間は環境に全然関係なければ大きいものをドカドカ造ってそんなに置かないうちに満杯にしてしまえば儲かる。市とすればできるだけ大事に使って長持ちしてもらいたい。そこは違う。単独で造るのと、民間に任せるとするのは。そのこの摺り合わせをしなければならぬと思う。10年と言ったら10年はちゃんと入れさせてくださいねと。簡単に言えばドカドカ入れて大丈夫かということである。予定外のものまで入れられても困る。そういうことを早く話し合いたいということである。

○副委員長 数年前に用地の話聞いたときに、今回やっているところが1だとすれば第2計画まであったわけである。全員協議会で聞いている。今回、1回目の用地のところだったし、例のりんごの影響など話が出てくる中で、キャパの問題、雇用の問題、いろいろ業者の説明を聞いていると気を遣ってくれている。そういうところが何だかんだで5年くらい前か。（「もっと前」の声あり。）全協で聞いている。もうここまで来ているのだからそういうプラスの議論もあるわけで、悪いことばかりではないので、そういう情報も公開してくれないと話が全然分からない。口頭で言わないで資料がないと何にもならない。

○委員長 ほかに調査案件はあるか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようなので、以上で市民部所管に関する調査事項検討及び意見交換を終了する。

(6) 調査事項

○委員長 事務局に今回の調査事項について説明させる。

(事務局書記 説明)

○委員長 それでは(7)今後の日程について、イ 今後のスケジュールについて事務局に説明させる。

(事務局書記 説明)

(8) その他

○委員長 説明が終わった。その他、委員から何かあるか。（「ありません」と発言する者あり）

ないようなので、以上で本日の委員会を終了する。

（午前11時59分 終了）